

女性問題アドバイザー だ よ り

平成 30 (2018) 年 11 月 発行/第 50 号
編集発行：八幡市 市民部人権啓発課
八幡人権・交流センター
Tel 075-981-3127

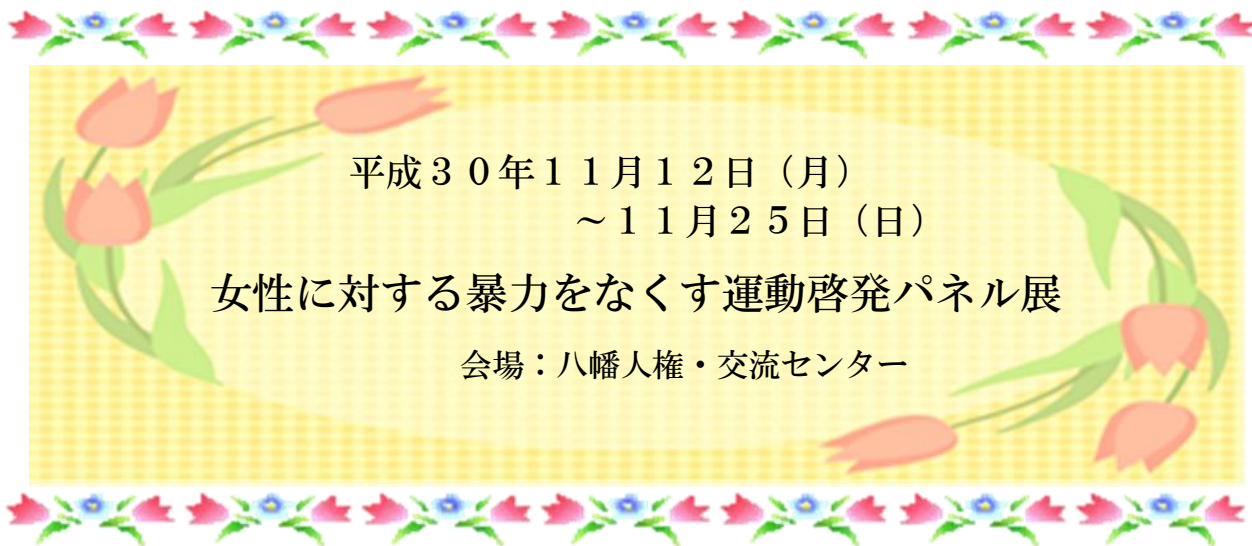
男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、暴力は絶対にあってはならないことです。



女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日(月)～25日(日)

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。



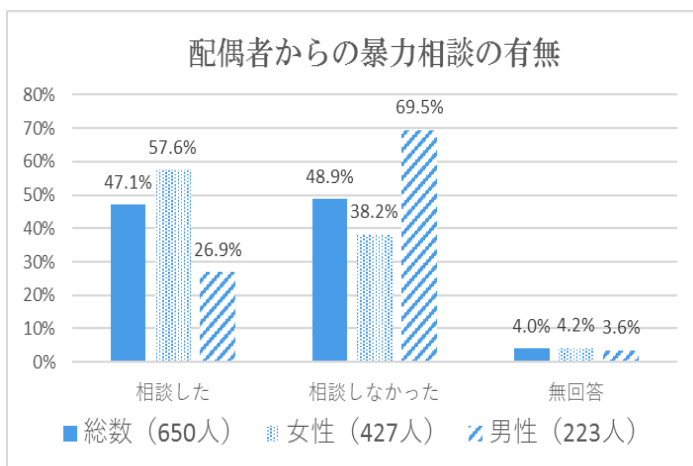
平成30年11月12日(月)

～11月25日(日)

女性に対する暴力をなくす運動啓発パネル展

会場：八幡人権・交流センター

配偶者からの暴力の相談経験



DV 被害の相談より引用
(H29 年度 内閣府男女共同参画局)



まず、誰かに相談を！

国の調査では、配偶者から何らかの被害を受けたことがある人のうち、被害について誰かに打ち明けたり、相談したりした人の割合は、47.1%で、男女の割合は、女性 57.6%、男性 26.9%となっています。



子どもに与える影響

家庭でDVが起こった場合、直接子どもが暴力を受けなくても、暴力を目撃したり、不安定な状況に置かれることが、子どもにとっては心理的虐待になります。

あなたは、DVについて知っていますか？

～DVとは、親密な関係のパートナーから受ける暴力のことです～

DVには、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、心理的暴力、性的暴力、こどもを巻き添えにした暴力など、さまざまな暴力があります。

もしも、暴力を受けたら、相談するほどでもない、自分さえ我慢すればいいと思わずに、まず誰かに相談してください。

誰かに相談しても解決できない場合は、**専門**の窓口にご相談してください。相談員が、あなたと一緒に考えます。

あなたや、家族のプライバシーは**厳守**します。



DVの加害者像は？(暴力を振るう人は)

普段は、とても穏やかで真面目で、周りからは「優しくていい人」と言われている人も少なくなく、周りからは暴力を振るう人に見えませんが、「暴力を振るわれた」と被害者が言っても、誰にも信じてもらえないことがよくあります。

一般的に、DVの加害者は【誰にでも暴力を振るう怒りっぽい人】ではないことが多いからです。



DVとは？



- ◆ 身体的暴力・・・殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつけるなど
- ◆ 心理的暴力・・・大声で怒鳴る、罵る、脅す、無視するなど
- ◆ 性的暴力・・・性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ◆ 経済的暴力・・・生活費を渡さない、無理やり働かせる・働かせない、借金をする・させるなど
- ◆ 社会的暴力・・・行動の制限、友人に会わせない、親との関係を断つ、監視するなど
- ◆ こどもを巻き添えにした暴力・・・子どもの前で暴力を振るったり、非難・中傷する、子どもに暴力を振るうと脅すなど



配偶者からの暴力は、人権を著しく 侵害する重大な問題です。



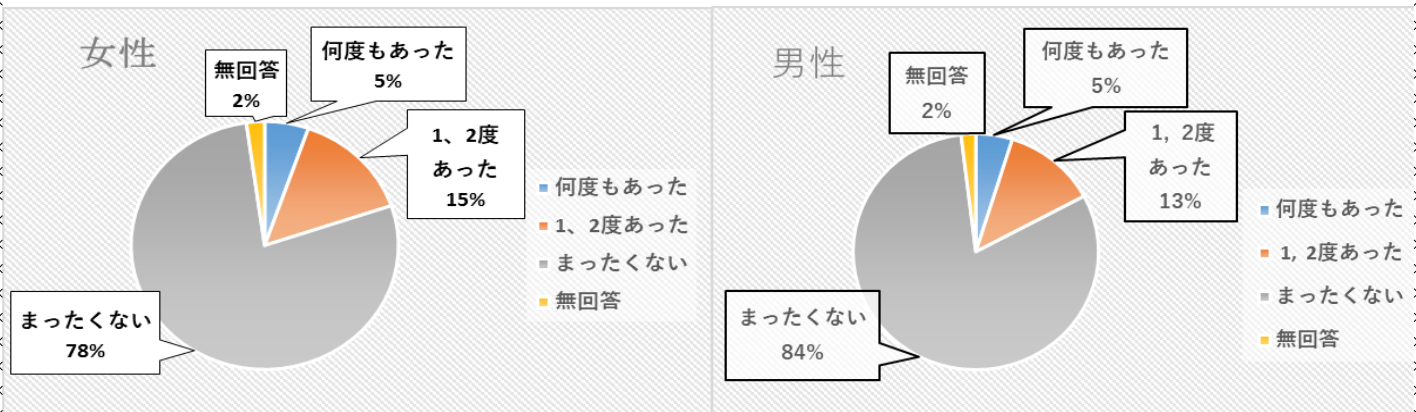
女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は、何度も被害を受けている。
(京都府の調査による)

配偶者からの身体的暴力



DVを受け続けると…
眠れない
疲れやすくなる
人に会うのが苦痛

「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」



配偶者からの暴力被害体験 DV被害の統計より引用
(H29年度 内閣府男女共同参画局)



DV チェックリストを使って、相手や自分の行動をチェックしてみましょう

- ☐ 怒鳴る、わめく、脅迫する
- ☐ 物でなぐる、物をなげつける
- ☐ 刃物などの凶器をからだにつきつける
- ☐ 叩く、殴る、蹴る、髪を引っ張る、首をしめる、つねる、腕をひねる
- ☐ 怒りの形相や態度をとる
- ☐ 「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしようなし」などと言う
- ☐ 実家や友人とつきあうのを制限したり、メールや LINE を細かくチェックしたりする
- ☐ 何を言っても無視して口をきかない
- ☐ 人の前でバカにしたり、けなす言動や命令口調でものを言ったりする
- ☐ 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ☐ 生活費を渡さない(医療費を渡さない、病院に行かせない)
- ☐ 預貯金を勝手に解約し、消費する
- ☐ 子どもに危害を加えるといっておどす
- ☐ なぐるそぶりや、物を投げつけるふりをして、おどかす
- ☐ 長時間説教する
- ☐ いやがっているのに裸や性的な画像、動画を撮る、見せる
- ☐ 裸にして、ベランダや屋外に出す
- ☐ 中絶を強要する
- ☐ 避妊に協力しない



女 性 相 談 窓 口

女性相談窓口では、女性にかかわる様々な悩みをお受けしています。
一般相談と専門相談があります。
お気軽にお問合せ下さい。

☆ 一 般 相 談 ☆

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

午前10時 ～ 午後5時

面接相談と電話相談があります

（いずれの相談も、お1人様、1日1回・約50分）

★女性からの様々なご相談に応じます

★予約は必要ありません



どちらも無料

☆ 専 門 相 談 ☆

毎月第2・4の木曜日（相談日が祝日の場合日）

午後1時30分 ～ 午後4時30分

面接相談のみ（お1人様、1日1回・約50分）

★フェミニスト・カウンセラーがご相談に応じます

★事前に予約が必要です（1日に3名まで）



いずれのご相談につきましても、ご相談者の意思を尊重し
お名前やご住所などを必ずお聞きするということはございません。
ご相談事や秘密事は厳守いたします。安心してご相談ください。

※面接相談は個室でお伺いします。



場 所 : 八 幡 人 権 ・ 交 流 セ ン タ ー

所在地 : 京 都 府 八 幡 市 八 幡 軸 6 3 番 地

連絡先 : (075) 983-1784 (直 通)